

浜松市規則第42号

浜松市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 浜松市自転車等駐車場条例施行規則（平成6年浜松市規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(費用の額)</p> <p>第6条 条例第8条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原動機付自転車 1台につき 3,050円</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(費用の額)</p> <p>第6条 条例第8条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原動機付自転車及び小型自動二輪車 1台につき 3,050円</p> <p>(3) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>(放置防止の指導等)</u></p> <p><u>第2条 条例第7条第1項の規定による指導は、指導書(別記様式)により行うものとする。</u></p> <p><u>2 条例第7条第2項に規定する相当の期間は、同条第1項の規定による指導を行った日から起算して14日間とする。</u></p> <p>(自転車等保管台帳の作成等)</p> <p>第3条 市長は、<u>条例第7条第2項の規定により自転車等を保管したときは、その旨を当該自転車等が放置されていた自転車等駐車場</u>（以下「駐車場」という。）に表示するとともに、速やかに自転車等保管台帳を作成するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(自転車等保管台帳の作成等)</p> <p>第2条 市長は、<u>条例第8条第2項の規定により自転車等を保管したときは、その旨を当該自転車等が放置されていた自転車等駐車場</u>（以下「駐車場」という。）に表示するとともに、速やかに自転車等保管台帳を作成するものとする。</p>

2 (略)

(所有者への通知等)

第4条 市長は、条例第7条第2項の規定により保管した自転車等について、防犯登録、標識番号等により所有者を確認することができたときは、文書により当該所有者に引取りを通知するものとする。

2 市長は、条例第7条第2項の規定により保管した自転車等の返還の請求があったときは、前項の通知書又は当該自転車等の所有者等であることを証する書類の提示を求める等により当該自転車等の返還を受けるべき者であることを確認したうえ、当該自転車等を返還し、受領書を徴するものとする。

(自転車等の処分に係る相当の期間)

第5条 条例第7条第4項に規定する相当の期間は、第3条第1項の規定による保管の表示の日から起算して60日間とする。

(費用の額)

第6条 条例第8条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 原動機付自転車及び小型自動二輪車
1台につき 3,050円

(3) (略)

(遵守事項)

2 (略)

(所有者への通知等)

第3条 市長は、条例第8条第2項の規定により保管した自転車等について、防犯登録、標識番号等により所有者を確認することができたときは、文書により当該所有者に引取りを通知するものとする。

2 市長は、条例第8条第2項の規定により保管した自転車等の返還の請求があったときは、前項の通知書又は当該自転車等の所有者等であることを証する書類の提示を求める等により当該自転車等の返還を受けるべき者であることを確認したうえ、当該自転車等を返還し、受領書を徴するものとする。

(自転車等の処分に係る相当の期間)

第4条 条例第8条第4項に規定する相当の期間は、第2条第1項の規定による保管の表示の日から起算して60日間とする。

(費用の額)

第5条 条例第9条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 原動機付自転車 1台につき
3,050円

(3) (略)

(事業報告書の提出期限)

第6条 浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成20年浜松市条例第61号) 第9条の規則で定める期間は、毎年度終了後45日以内とする。

(遵守事項)

<p>第7条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p> <p><u>(細目)</u></p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>
----------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式を削る。

第3条 浜松市自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>(利用の種別)</u></p> <p>第2条 条例第5条に規定する規則で定める有料自転車等駐車場ごとの利用の種別は、別表のとおりとする。</p> <p><u>(定期利用の許可の申請等)</u></p> <p>第3条 条例第6条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について文書等により指定管理者に申請しなければならない。</p> <p>(1) <u>申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名</u></p> <p>(2) <u>申請者の電話番号又は連絡先</u></p> <p>(3) <u>利用者の区分</u></p> <p>(4) <u>車両区分に応じ、防犯登録番号、標識番号又は車両番号</u></p> <p>(5) <u>利用を開始する日</u></p> <p>(6) <u>利用する期間</u></p> <p>(7) <u>利用する有料自転車等駐車場</u></p> <p>(8) <u>車両区分</u></p> <p>(9) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項</u></p>

2 前項の規定にかかわらず、定期利用者が許可の更新を受けようとする場合であって、同項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項に変更がないときは、指定管理者が適当と認める方法により申請することができる。

3 定期利用者は、第1項第1号から第4号までに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに文書等により指定管理者に届け出なければならない。

（定期利用の許可）

第4条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、条例第6条第1項の許可をし、その旨を申請者に通知する。

2 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があったときは、指定管理者が適当と認める方法により条例第6条第1項の許可をすることができる。

3 指定管理者は、条例第6条第1項の許可をしたときは、定期利用者に対して定期駐車券及び登録証を交付する。ただし、定期駐車券の交付について指定管理者が必要ないと認めたときは、この限りでない。

（変更の許可）

第5条 条例第6条第2項の規定による許可を受けようとする者は、変更しようとする有料自転車等駐車場その他指定管理者が必要と認める事項を記載した文書等により指定管理者に申請しなければならない。

2 前条第1項及び第3項の規定は、前項に規定する申請があった場合について準用する。

(定期駐車券等の再交付)

第6条 定期利用者は、定期駐車券又は登録証を亡失し、又は損傷した場合であつて、再交付を受けようとするときは、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請があつたときは、定期駐車券又は登録証の再交付をすることができる。

(定期利用の許可の取消しの申出)

第7条 定期利用者が定期利用の許可の取消しをしようとするときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

(定期利用の方法等)

第8条 定期利用に係る自転車等を入場させ、又は出場させようとする者は、定期駐車券の提示又は指定管理者が適当と認める方法による手続を行わなければならない。

2 定期利用者は、登録証を定期利用に係る自転車等の見やすい箇所に付けなければならない。

3 一時利用又は時間利用に係る自転車等を入場させ、又は出場させようとする者は、指定管理者が適当と認める方法による手続を行わなければならない。

(利用料金の減免)

第9条 条例第8条第2号に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げる者が定期利用をする場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付さ

れた身体障害者手帳を所持する者 免除

(2) 厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳を所持する者 免除

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者 免除

2 条例第8条（第2号に係る部分に限る。）

の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、定期利用者が第3条第2項の規定による申請を行う場合であって、当該定期利用者が減免理由を同じくして現に受けている利用料金の減免を継続して受けようとするときは、指定管理者が適当と認める方法により前項の申請に代えることができる。

4 条例第8条（第2号に係る部分に限る。）

の規定による利用料金の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちに指定管理者に届け出なければならない。

（利用料金の還付）

第10条 条例第9条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 定期利用者が利用を開始する日の前日までに第7条の規定による定期利用の許可の取消しを申し出た場合

(2) 指定管理者が定期利用者の責めに帰すことができないと認める理由により利用することができなくなった場合

2 利用料金の還付を受けようとする者は、理

(自転車等保管台帳の作成等)

第2条 市長は、条例第8条第2項の規定により自転車等を保管したときは、その旨を当該自転車等が放置されていた自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）に表示するとともに、速やかに自転車等保管台帳を作成するものとする。

2 (略)

(所有者への通知等)

第3条 市長は、条例第8条第2項の規定により保管した自転車等について、防犯登録、標識番号等により所有者を確認することができたときは、文書により当該所有者に引取りを通知するものとする。

2 市長は、条例第8条第2項の規定により保管した自転車等の返還の請求があったときは、前項の通知書又は当該自転車等の所有者等であることを証する書類の提示を求め等により当該自転車等の返還を受けるべき者であることを確認したうえ、当該自転車等を返還し、受領書を徴するものとする。

(自転車等の処分に係る相当の期間)

第4条 条例第8条第4項に規定する相当の期間は、第2条第1項の規定による保管の表示の日から起算して60日間とする。

(費用の額)

第5条 条例第9条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(自転車等保管台帳の作成等)

第11条 市長は、条例第16条第2項の規定により自転車等を保管したときは、その旨を当該自転車等が放置されていた自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）に表示するとともに、速やかに自転車等保管台帳を作成するものとする。

2 (略)

(所有者への通知等)

第12条 市長は、条例第16条第2項の規定により保管した自転車等について、防犯登録番号、標識番号、車両番号等により所有者を確認することができたときは、文書により当該所有者に引取りを通知するものとする。

2 市長は、条例第16条第2項の規定により保管した自転車等の返還の請求があったときは、前項の通知書又は当該自転車等の所有者等であることを証する書類の提示を求め等により当該自転車等の返還を受けるべき者であることを確認したうえ、当該自転車等を返還し、受領書を徴するものとする。

(自転車等の処分に係る相当の期間)

第13条 条例第16条第4項に規定する相当の期間は、第11条第1項の規定による保管の表示の日から起算して60日間とする。

(費用の額)

第14条 条例第17条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

<p>(事業報告書の提出期限)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(遵守事項)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(細目)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>	<p>(事業報告書の提出期限)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(遵守事項)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(細目)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p><u>別表(第2条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用の種別</th> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一時利用</td> <td>浜松駅西第三自転車駐車場 浜松駅西第四自転車駐車場 浜松駅西第五自転車駐車場 浜松駅東第一自転車駐車場 浜松駅東第三自転車駐車場</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時間利用</td> <td>鍛冶町通り自転車駐車場 千歳町自転車駐車場 浜松駅西原付駐車場 浜松駅東原付駐車場 浜松駅東自動二輪車駐車場 浜松駅西自動二輪車駐車場</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">定期利用</td> <td>浜松駅西第一自転車駐車場 浜松駅西第二自転車駐車場 浜松駅西第四自転車駐車場 浜松駅東第二自転車駐車場 浜松駅東第三自転車駐車場 浜松駅西原付駐車場 浜松駅東原付駐車場 浜松駅東自動二輪車駐車場 浜松駅西自動二輪車駐車場</td> </tr> </tbody> </table>	利用の種別	名称	一時利用	浜松駅西第三自転車駐車場 浜松駅西第四自転車駐車場 浜松駅西第五自転車駐車場 浜松駅東第一自転車駐車場 浜松駅東第三自転車駐車場	時間利用	鍛冶町通り自転車駐車場 千歳町自転車駐車場 浜松駅西原付駐車場 浜松駅東原付駐車場 浜松駅東自動二輪車駐車場 浜松駅西自動二輪車駐車場	定期利用	浜松駅西第一自転車駐車場 浜松駅西第二自転車駐車場 浜松駅西第四自転車駐車場 浜松駅東第二自転車駐車場 浜松駅東第三自転車駐車場 浜松駅西原付駐車場 浜松駅東原付駐車場 浜松駅東自動二輪車駐車場 浜松駅西自動二輪車駐車場
利用の種別	名称								
一時利用	浜松駅西第三自転車駐車場 浜松駅西第四自転車駐車場 浜松駅西第五自転車駐車場 浜松駅東第一自転車駐車場 浜松駅東第三自転車駐車場								
時間利用	鍛冶町通り自転車駐車場 千歳町自転車駐車場 浜松駅西原付駐車場 浜松駅東原付駐車場 浜松駅東自動二輪車駐車場 浜松駅西自動二輪車駐車場								
定期利用	浜松駅西第一自転車駐車場 浜松駅西第二自転車駐車場 浜松駅西第四自転車駐車場 浜松駅東第二自転車駐車場 浜松駅東第三自転車駐車場 浜松駅西原付駐車場 浜松駅東原付駐車場 浜松駅東自動二輪車駐車場 浜松駅西自動二輪車駐車場								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の規定 浜松市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和8年浜松市条例第22号。以下「改正条例」という。）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日
 - (2) 第3条及び次項の規定 改正条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）
- 2 2号施行日から改正条例附則第4項に規定する規則で定める日までの間における第3条の規定による改正後の浜松市自転車等駐車場条例施行規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条の見出し	利用料金	使用料
---------	------	-----

第9条第2項から第4項まで	利用料金	使用料
	指定管理者	市長
第10条(見出しを含む。)	利用料金	使用料
	指定管理者	市長